

新型コロナウイルス予防接種費用助成申請書の記載時留意点について

原則、申請書の「申請者」と「対象者」と「口座名義人」は同一人物であることが、助成金の振込審査対象となります。

ただし、「申請者」と「対象者」の関係が家族や身内の場合で、「申請者」と「口座名義人」がその家族や身内の方の氏名等及び捺印の場合に限り助成金の振込審査対象となります。

たとえば（例１）

■「対象者（接種を受けた方）」が子どもの場合

「申請者」と「口座名義人」の欄の氏名等が「対象者」のお父さんで、「続柄（申請者との関係）」に「父」と記載があれば、助成金の振込審査対象となります。

たとえば（例２）

■「対象者（接種を受けた方）」がご高齢で振込口座は息子さんの場合

「申請者」と「口座名義人」の欄の氏名等が「対象者」の息子さんで、「続柄（申請者との関係）」に「長男（または息子等）」と記載があれば、助成金の振込審査対象となります。

※「申請者」と「口座名義人」のそれぞれが違う氏名等の場合は助成金の振込審査対象外となりますのでご注意ください。

※申請者と対象者の関係が家族や身内以外の場合（施設名義等）は、別途「委任状」が必要となります。豊富町保健センター 保健予防係までご連絡ください。

その他、記載内容でご不明な点がございました、豊富町保健センター保健予防係までご連絡ください。

豊富町保健センター 保健推進課保健予防係 TEL 0162-82-3761（直通）